

特定非営利活動法人 Lifeline Toilets

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Lifeline Toilets という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を滋賀県栗東市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は災害時において被災者及び被災地に対し、携帯トイレや災害用トイレの供出・配布を通じた迅速な支援を行うことを目的とする。また平時においては、防災意識の啓発講習、訓練等を通じて、避難行動要支援者や支援が必要な地域・施設の防災力を高め、災害時の衛生環境の確保を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 災害用トイレ・防災用品・関連物資の供給及び有償譲渡
- (2) 災害用トイレに関する啓発活動・情報発信・セミナー活動
- (3) 災害協定の締結の推進
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入するものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況があると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理する。その管理方法については、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3 前項の書類は、事務所において5年間保存し、正会員の閲覧に供するものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡する。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西郷 隆志
理事	北村 健
理事	南埜 美穂
理事	堀内 紗帆美
理事	小田島 毅
監事	田中 美広
監事	川畑 由佳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	0円
正会員会費	0円
(2) 賛助会員入会金	0円
賛助会員会費	0円

役員名簿

特定非営利活動法人Lifeline Toilets

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	さいごう たかし 西郷 隆志		無
理事	きたむら けん 北村 健		無
理事	みなみの みほ 南埜 美穂		無
理事	ほりうち さほみ 堀内 紗帆美		無
理事	おだしま たけし 小田島 毅		無
監事	たなか みひろ 田中 美広		無
監事	かわばた ゆか 川畑 由佳		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人 Lifeline Toilets

設立代表者 西郷 隆志

1 趣 旨

災害時には、飲食料や衣料の確保とともに、トイレ・衛生対策が非常に重要となります。

そこで私達は災害時において、被災者および被災地、特に高齢者・障がい者・乳幼児を抱える家庭などの災害弱者や支援が届きにくい地域に対し、企業・団体・個人が保有する携帯トイレや災害用トイレ、資金の供出を促進し、それらを活用した迅速かつ適切な支援活動を行います。

また、平時においては、防災意識向上のための啓発活動や講習、防災訓練を実施し、特に避難行動要支援者や支援が必須な地域・施設への備えを強化し、さらに、災害時のトイレ環境の重要性に関する情報発信を行い、社会全体の防災力向上および災害時の衛生環境の確保に寄与できると考えております。

当法人は営利を目的とする団体ではなく、会社法人としての設立は似つかわしくありません。また、任意団体としての活動では信頼性の問題などもあり諸所の契約ごとなども困難になることが予想されます。

従いまして、NPO法人の法人格を取得することで、社会的信用度が高まり、また組織として継承した活動が行いやすくなると考えております。皆様のご理解と幅広いご支援により社会的信用を得て、多くの方に参加していただくため、NPO法人の法人格を必要としています。

2 申請に至るまでの経過

かねてより災害時のトイレ問題に取り組んでいたスターライト工業株式会社のメンバーが令和7年1月より発起人を募り、令和7年7月7日に、賛同者が集まり設立総会を開催し「特定非営利活動法人 Lifeline Toilets」を設立することに決定いたしましたので、ここに申請いたします。

初年度事業計画書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 Lifeline Toilets

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指します。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 災害用トイレ・防災用品・関連物資の供給及び有償譲渡

【内 容】 災害時に災害用トイレ・防災用品・関連物資の供給及び有償譲渡を行います。

【実施場所】 当法人事務所、災害地、避難施設等

【実施日時】 災害発生時

【事業の対象者】 希望者

【収 益】 災害時の対応であるため0円

【費 用】 災害時の対応であるため0円

(2) 災害用トイレに関する啓発活動・情報発信・セミナー活動

【内 容】 災害用トイレに関する啓発活動・情報発信・セミナー活動を行います。

【実施場所】 当法人事務所、セミナー会場等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 希望者

【収 益】 0円

【費 用】 640千円（一月当たりの会場費等160千円×4か月）

(3) 災害協定の締結の推進

【内 容】 各自治体と災害協定の締結を行います。

【実施場所】 各自治体庁舎

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 各自治体

【収 益】 0円

【費 用】 200千円（協定を締結時の寄贈の予算を一月当たり50千円×4か月）

)

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

※当該年度は実施予定なし

※初年度は4カ月で計算しています。

翌年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 Lifeline Toilets

I 事業の実施方針

設立初年度以上に、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指します。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 災害用トイレ・防災用品・関連物資の供給及び有償譲渡

【内 容】 災害時に災害用トイレ・防災用品・関連物資の供給及び有償譲渡を行います。

【実施場所】 当法人事務所、災害地、避難施設等

【実施日時】 災害発生時

【事業の対象者】 希望者

【収 益】 災害時の対応であるため0円

【費 用】 災害時の対応であるため0円

(2) 災害用トイレに関する啓発活動・情報発信・セミナー活動

【内 容】 災害用トイレに関する啓発活動・情報発信・セミナー活動を行います。

【実施場所】 当法人事務所、セミナー会場等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 希望者

【収 益】 0円

【費 用】 1920千円（一月当たりの会場費等160千円×12か月）

(3) 災害協定の締結の推進

【内 容】 各自治体と災害協定の締結を行います。

【実施場所】 各自治体庁舎

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 各自治体

【収 益】 0円

【費 用】 600千円（協定を締結時の寄贈の予算を一月当たり50千円×12か月）

)

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

※当該年度は実施予定なし

初年度活動予算書

特定非営利活動法人Lifeline Toilets

成立の日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取寄付金		
受取寄付金 (スターライト工業株式会社から)	1,200,000	1,200,000
2. 事業収益		
災害用トイレ・防災用品・関連物資の供給及び有償譲渡	0	
災害用トイレに関する啓発活動・情報発信・セミナー活動	0	
災害協定の締結の推進	0	0
経常収益計		1,200,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	0
(2) その他経費		
会場費等	640,000	
協定締結時の寄贈	200,000	
事業費計		840,000
2. 管理費		
(1) 人件費	0	0
(2) その他経費	0	0
管理費計		0
経常費用計		840,000
当期経常増減額		360,000
当期正味財産増減額		360,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		360,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人Lifeline Toilets

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取寄付金			
受取寄付金（スターライト工業株式会社から）	3,600,000	3,600,000	
2. 事業収益			
災害用トイレ・防災用品・関連物資の供給及び有償譲渡	0		
災害用トイレに関する啓発活動・情報発信・セミナー活動	0		
災害協定の締結の推進	0	0	
経常収益計			3,600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0	0	
(2) その他経費			
会場費等	1,920,000		
協定締結時の寄贈	600,000		
事業費計		2,520,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0	0	
(2) その他経費	0	0	
管理費計		0	
経常費用計			2,520,000
当期経常増減額			1,080,000
当期正味財産増減額			1,080,000
前期繰越正味財産額			360,000
次期繰越正味財産額			1,440,000

